

グリーンな企業チャレンジ宣言制度実施要綱

(目的)

第1条 グリーンな企業チャレンジ宣言制度（以下「宣言制度」という。）は、本市におけるグリーンな取組を発掘及び周知することで、企業等による取組を一層促進させていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等とは、市内に本店、支店又は営業所等を有し、市内で事業を行う法人又は個人事業主をいう。
- (2) グリーンな取組とは、環境に配慮した取組、女性・障がい者・高齢者等の雇用、働きやすい職場環境の整備のほか、社会や人にやさしい取組をいう。

(制度内容)

第3条 宣言制度は、企業等のグリーンな取組の達成に向けた取組の宣言（以下「宣言」という。）を募集し、当該取組内容をグリーンな企業プラットフォームサイト等で公表するものである。

(制度の対象者)

第4条 宣言制度の対象者は、グリーンな取組を現に実施し、又は実施する意思のある企業等であって、次の各号に掲げるいずれにも該当しない者とする。

- (1) 関係法令等に違反する重大な事実がある者
- (2) 市に納付すべき税を滞納している者
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員と密接な関係を有する者及び同条第6号に規定する暴力団員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、宣言制度の趣旨に基づき、福山市、福山商工会議所、福山北商工会、福山あしな商工会、神辺町商工会及び沼隈内海商工会で構成するグリーンな企業プラットフォーム運営会議事務局（以下「事務局」という。）が適当でないと認めるもの

(申請)

第5条 宣言の公表を希望する第4条に規定する者（以下「希望者」という。）は、グリーンな企業プラットフォームサイトより申請するものとする。

2 事務局は前項の申請に当たり、必要に応じ希望者に説明又は追加書類の提出を求めることができる。

(宣言証の交付)

第6条 事務局は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、第4条に規定する要件に適合することを確認し、グリーンな企業チャレンジ宣言証（以下「宣言証」という。）を交付するものとする。

2 事務局は、宣言証の交付を受けた者（以下「宣言者」という。）の取組内容をグリーンな企業プラットフォームサイトに掲載するとともに、その他PR媒体により、市内外に広く発信する。

(変更)

第7条 宣言証の交付後、申請情報に変更が生じた場合は、宣言者自らがグリーンな企業プラットフォームサイトより変更の手続きをすることができる。

2 事務局は前項の規定による変更にあたり、必要に応じて企業等に説明又は追加書類の提出を求めることができる。

(宣言の公表期間)

第8条 宣言の公表期間は、ホームページに掲載した日から2026年(令和8年)3月31日までとする。

(取組の報告)

第9条 事務局は、必要があると認めるときは、宣言者に対して取組状況の報告を求めることができる。

(取下げ)

第10条 宣言者は、宣言を取り下げようとするときは、グリーンな企業プラットフォームサイトにより事務局に申請するものとする。

(宣言証の返還)

第11条 事務局は、宣言者が、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、宣言証を返還させるとともに、グリーンな企業プラットフォームサイト等への掲載を取りやめることができる。

(1) 第4条に規定する制度の対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条の規定による宣言の取下げがあったとき。

(3) 前各号のほか、事務局が必要と認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、2023年(令和5年)12月28日から適用する。

附則

この要綱は、2024年(令和6年)6月3日から適用する。